

自動車リサイクル法
変更(廃業)届出
マニュアル
(解体業)

松山市環境部
廃棄物対策課

令和4年10月

解体業の変更等届出について

1. 届出書の提出先

松山市 廃棄物対策課

〒790-8571 松山市二番町4丁目7番地2 別館4階

TEL:089-948-6912 FAX:089-934-1928

2. 届出書の提出部数

1部

※届出書は返却しません。副本に受付印が必要な方は、副本をご持参ください。

3. 提出期限

変更があった日、又は事業の全部を廃止した日から30日以内に、届出書と必要書類を提出してください。

4. 届出に当たって

窓口で申請書を提出する場合、押印は不要ですが次の(1)又は(2)のいずれかの書類を提示してください。(詳細は、別紙「押印の廃止について(お知らせ)」を確認してください。)

(1)有効な許可証等の原本

(2)窓口に来る会社等の従業員の①健康保険証(雇用主(申請者)の名前が記載されているもの)及び②運転免許証等の2点。個人事業主本人の場合は②のみで可

5. その他

- ・ 法定書類以外の書類提出をお願いする場合があります。
- ・ 担当者不在の場合があるため、市役所に来られる前に事前に電話連絡をお願いします。
- ・ 当マニュアルに記載した書類だけでは審査ができない場合には、別途確認資料を提出していただく場合があります。

<公的書類の取得先>

- ・ 住 民 票 の 写 し:市役所・町村役場等
- ・ 登記されていないことの証明書:法務局(支局及び出張所を除く。)
- ・ 商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書):法務局
- ・ 不動産登記簿謄本(土地・建物):その所在地を管轄する法務局

解体業変更(廃業)届出の必要書類

※以下の表の区分に従って届出書と必要書類を提出してください。

変更事項および添付書類	必要書類および留意事項
<p><氏名、商号、住所、代表者の変更> 【個人の場合】 ・氏名変更:①②③④⑤を提出 ・住所変更:①②③④⑤を提出</p> <p>【法人の場合】 ・商号変更:①②③⑥⑦を提出 ・住所変更:①②③⑥⑦を提出 ・代表者変更:①②③⑥⑦を提出</p> <p>※代表者が既存の役員からの選出では無く、役員としても新規就任した場合は、代表者変更の書類に合わせて役員変更に係る書類の提出も必要になります。</p>	<p>① 解体業変更届出書 ② 欠格条項不該当誓約書 ③ 解体業許可証の写し ④ 住民票の写し (本籍地記載(マイナンバーは不記載)のもの) ⑤ 登記されていないことの証明書 ⑥ 解体業者の商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書) ⑦ 定款のコピー ⑧ 事業の用に供する施設に係る図面 (構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書) ⑨ 周辺見取図(住宅地図の写しで可) ⑩ 不動産登記簿謄本 (自己所有で無い場合、不動産登記簿謄本に加え、賃貸借契約書・承諾書等の使用権原が確認できる書類も提出すること) ⑪ 標準作業書</p>
<p><事業所の名称、所在地、施設の概要の変更> 【個人・法人】 ・事業所の名称のみ変更:①②③を提出 ・事業所の所在地変更:①②③⑧⑨⑩を提出 ・施設の概要の変更:①②⑧⑨⑩⑪を提出 ・事業所の追加:①②③(⑥)⑧⑨⑩⑪を提出 ・事業所の廃止:①②③(⑥)を提出</p>	<p>※氏名、名称、住所については、簡易な漢字にしたり番・号、番地を省略したりせず住民票(商業登記簿謄本)どおりに正確に記載してください。 ※住民票の写しや商業登記簿謄本等の公的書類は届出日から3ヶ月以内に取得したもので、変更の手続きが完了したものを添付してください。</p>
<p><役員に関する変更> 【法人の場合】 ・役員の就任(追加):①②③④⑤(⑭)を提出 ・役員の辞任(減員):①②③(⑭)を提出 ・役員の氏名変更:①②③④⑤を提出 ・役員の住所変更:①②④⑤を提出</p>	<p>① 解体業変更届出書 ② 欠格条項不該当誓約書 ③ 解体業者の商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書) ④ 該当役員の住民票の写し (本籍地記載(マイナンバーは不記載)のもの) ⑤ 該当役員の登記されていないことの証明書 ⑥ 該当使用人の住民票の写し (本籍地記載(マイナンバーは不記載)のもの)</p>
<p><使用人に関する変更> 【個人の場合】 ・使用人の氏名変更:①②⑥⑦を提出 ・使用人の住所変更:①②⑥⑦を提出</p> <p>【法人の場合】 ・使用人の就任(追加):①②⑥⑦を提出</p>	<p>⑦ 該当使用人の登記されていないことの証明書 ⑧ 法定代理人の住民票の写し (本籍地記載(マイナンバーは不記載)のもの) ⑨ 法定代理人の登記されていないことの証明書 ⑩ 5%以上株主の住民票の写し (本籍地記載(マイナンバーは不記載)のもの) ⑪ 5%以上株主の登記されていないことの証明書 ⑫ 5%以上株主の商業登記簿謄本(履歴事項全部証明</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・ 使用人の辞任(減員):①②を提出 ・ 使用人の氏名変更:①②⑥⑦を提出 ・ 使用人の住所変更:①②⑥⑦を提出 	<p>書)</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑬ 株主・出資者等一覧表 ⑭ 新旧対照表(人数が多く書き切れない場合のみ)
<p><法定代理人の氏名、住所の変更> 【未成年の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法定代理人の氏名変更:①②⑧⑨を提出 ・ 法定代理人の住所変更:①②⑧⑨を提出 	<p>※氏名、名称、住所については、簡易な漢字にしたり番・号、番地を省略したりせず住民票(商業登記簿謄本)どおりに正確に記載してください。</p> <p>※住民票の写しや商業登記簿謄本等の公的書類は届出日から3ヶ月以内に取得したもので変更の手続きが完了したものを添付してください。</p>
<p><5%以上株主の氏名、住所の変更> 【5%以上株主が個人の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 5%以上株主の氏名変更:①②⑩⑪⑬を提出 ・ 5%以上株主の住所変更:①②⑩⑪⑬を提出 <p>【5%以上株主が法人の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 5%以上株主の名称変更:①②⑫⑬を提出 ・ 5%以上株主の住所変更:①②⑫⑬を提出 	
<p><標準作業書の記載事項の変更> 【個人・法人】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 標準作業書の記載事項の変更:①②③を提出 	
<p><許可番号の変更> 【個人・法人】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 他に解体業、破砕業、産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業の許可を受けている場合で許可番号に変更があった場合:①②④を提出 	<ul style="list-style-type: none"> ① 解体業変更届出書 ② 欠格条項不該当誓約書 ③ 標準作業書の変更部分の写し ④ 該当する許可証の写し ⑤ 事業の用に供する施設に係る図面(構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書) ⑥ 周辺見取図(住宅地図の写しで可) ⑦ 不動産登記簿謄本(自己所有で無い場合、不動産登記簿謄本に加え、賃貸借契約書・承諾書等の使用権原が確認できる書類も提出すること)
<p><積替え保管場所に関する変更> 【個人・法人】</p> <p>事業所以外の場所で使用済み自動車又は解体済み自動車の積替え保管を行っている場合で、その所在地、面積、保管量の上限に変更があった場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 所在地の変更:①②③⑤⑥⑦を提出 ・ 面積の変更:①②③⑤を提出 ・ 保管量の上限の変更:①②③⑤を提出 	

<p><事業の全部廃止></p> <p>【個人の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・死亡した場合:①②を提出 ・自主的にやめる場合:①②を提出 <p>【法人の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消滅した場合:①②を提出 ・解散した場合:①②を提出 ・自主的にやめる場合:①②を提出 	<ul style="list-style-type: none"> ① 解体業廃業等届出書(解体業許可証の原本が提出できない場合は押印) ② 解体業許可証の原本 <p>※廃業届の届出義務者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・死 亡:相続人 ・合併により消滅:法人の元代表者 ・破産により解散:破産管財人 ・合併、破産以外で解散:清算人 ・自主的に廃業:本人または法人の代表者
--	--

<注意>

- ・住民票の写し等の公的書類のコピーを提出する場合、原本認証の申立書を提出してください。
- ・上記書類だけで審査できない場合は、別途確認書類の提出を求める場合があります。